

労働者派遣法第23条第5項及び同法規則第18条の2第3項に基づく情報提供

株式会社パソナロジコム

事業所名称	本社
事業所の所在地	兵庫県淡路市岩屋 2 9 4 2 - 2 6

1. 派遣労働者数

派遣労働者の数	内容
令和8年6月1日付の人数	18 人

2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の数	内容
令和7年度派遣先事業所数（実数）	2 件

3. 労働者派遣に関する料金の額の平均額

派遣料金平均額	内容
令和7年度労働者派遣に関する料金の額の平均額 （全業務平均）	18,285 円

4. 派遣労働者の賃金の額の平均額

賃金平均額	内容
令和7年度派遣労働者の賃金の額の平均額 （全業務平均）	12,054 円

5. 労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を
当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合（マージン率）

マージン率	内容
令和7年度マージン率の平均 （小数点以下一位未満の端数四捨五入）	34.1 %

【補足ご説明】

お給与以外の額は、社会・労働保険料、福利厚生・教育研修・サポート、事業運営等の費用で構成されております。

パソナロジコムでは、お給与に加えて、ステップアップのための各種教育訓練メニューの充実、そして、お仕事のことも心や体の健康をサポートする「ONLINE 健康推進室」の設置など、派遣スタッフの皆様が安心してイキイキとお仕事できるよう、様々な取り組みを行っております。

前項の派遣料金内訳例示で、このような派遣スタッフのお給与とパソナロジコムの取り組みの関係を補足説明いたしましたので、本頁の「労働者派遣法第23条第5項及び同法規則第18条の2第3項に基づく情報提供」と併せてご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

6. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定の締結の有無	労使協定の対象となる派遣労働者の範囲
有 （協定の有効期間の終期：令和9年3月31日）	全ての派遣労働者

7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティング相談窓口	050-3821-8039
------------------	---------------

教育訓練の内容	対象者	実施主体	実施方法	賃金支給	費用負担
入職時研修	新規採用者	当社	Off-JT	有	無
職能別・職種転換・階層別研修	1年以上の雇用が見込まれる方	当社/派遣先	OJT/Off-JT	有	無